

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第55号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則（昭和42年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。
様式第3号の注の2及び様式第17号の注中「健康保険証」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

信州の木活用課



長野県告示第617号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
伊那市高遠町荊口1707の1、1707の7、1710の2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高遠町荊口1707の1・1707の7・1710の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第618号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町日義1573の182・1573の183（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1563のハ、1563のニ、1564、1573の2、1573の5から1573の14まで、1573の180、1573の181、1573の184から1573の207まで、1573の215、1573の222から1573の238まで、1686から1689まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第619号

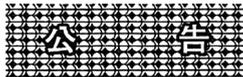
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年11月22日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
セブンイレブン松本平田東店	長野県松本市平田東1丁目10-10	長野県松本市平田東1丁目10-10 セブンイレブン松本平田東店

会計課



公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

令和6年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 日時及び場所

日時 令和7年2月13日（木）

午前10時00分から午後5時15分まで（受付9時30分から）

場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター 中研修室

2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 受講手続

(1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

(2) 提出先

住所地を管轄する地域振興局 林務課

(3) 受付期限

令和7年1月23日（木）